

令和8年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断業務仕様書

令和8年度愛媛県公立学校教職員新規採用時健康診断(以下、「健診」という。)の実施に関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

1 対象者

- (1) 令和8年度途中に臨時的任用職員、任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員又は会計年度任用職員として愛媛県公立学校教職員の職に採用される予定の者のうち、6か月以上任用されることが予定されている者であって、1週間当たりの勤務時間が20時間以上又は1年間の勤務時間が960時間以上(予定を含む。)の者(以下「年度途中採用予定者」という。)
- (2) 令和9年4月1日付けで愛媛県公立学校教職員として任期を定めずに新規採用される予定の者(以下「新規採用予定者」という。)
- (3) 令和9年4月1日付けで臨時的任用職員、任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員又は会計年度任用職員として愛媛県公立学校教職員の職に採用される予定の者のうち、6か月以上任用されることが予定されている者であって、1週間当たりの勤務時間が20時間以上又は1年間の勤務時間が960時間以上(予定を含む。)の者(以下「臨時的任用職員等採用予定者」という。)
- (4) 愛媛県公立学校教職員の職に採用される予定の者のうち、1週間あたりの勤務時間が20時間未満の者で、問診において令和8年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断の受診が必要と判断された者(以下「非常勤職員採用予定者」という。)
- (5) その他、令和8年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断を受診する必要があると認められる者(以下「その他採用予定者」という。)

2 健診内容

対象者(1)～(3)及び(5)について

	検査の種類	検査の詳細	備考(検査方法等)
一般検査	視力検査		ランドルト環によること。
	聴力検査		オーディオメーターによること。 (1000Hz 及び 4000Hz)
	尿検査	糖定性検査、蛋白定性検査	健診機関への持ち帰り検査 (事前に尿検査キットを配布)
	血圧測定		2回測定すること。
	体重測定		BMIを算出すること。
	身長測定		
	診察	医師による問診・指導等	
問診	既往歴、業務歴、自覚症状		

血液検査等	腹囲測定		
	貧血検査	RBC(赤血球数)	自動血球算定装置によること。
		Hb(血色素量)	
		Ht(赤血球容積比)	
	肝機能検査	GOT・GPT	紫外吸光光度法によること。
		γ-GTP	可視吸光光度法によること。
	血中脂質検査	HDL-C・LDL-C・TG	可視吸光光度法によること。
	血糖検査	GL	紫外吸光光度法によること。
HbA1c(NGSP値)		ラテックス凝集比濁法(免疫学的方法)によること。	
胸部エックス線検査 (一般CR撮影)	コンピューターエックス線写真により実施		
心電図検査	12誘導		

対象者(4)について

検査の種類	検査の詳細	備考(検査方法等)
胸部エックス線検査 (一般CR撮影)	コンピューターエックス線写真により実施	

3 実施予定人数

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 年度途中採用予定者 | 135 人 |
| (2) 新規採用予定者 | 468 人 |
| (3) 臨時的任用職員等採用予定者 | 300 人 |
| (4) 非常勤職員採用予定者 | 10 人 |
| (5) その他採用予定者 | 20 人 |

※実施予定人数については、あくまでも予定であり、変動することから、予定人数の変更に伴う異議は、申し立てないものとする。

4 健診期日等

対象者	健診期日	健診方法	健診会場
年度途中採用予定者	県と受託者において調整する。	対象者が個別に受診	委託者と受託者が協議の上、決定する。
新規採用予定者		原則集団健診	
臨時的任用職員等 採用予定者及び非常 勤職員採用予定者	ただし、健診期限は 令和9年3月19日(金) とする。	対象者が個別に受診	

その他採用予定者	県と受託者において調整する。 ただし、健診期限は令和9年3月31日(水)とする。	対象者が個別に受診	委託者と受託者が協議の上、決定する。
----------	---	-----------	--------------------

※新規採用予定者のうち、設定した集団健診日程で健診を受けられなかった者については、別途健診の機会を設ける。

5 健診の準備等

- (1) 検査を委託する職員の氏名は、検査受診予定者名簿及び電子ファイルにより、施設厚生室から受託者へ通知する。
- (2) 受託者は検査項目ごとの判定基準値及び総合判定の基準値を令和9年3月31日(水)までに施設厚生室へ提供すること。
- (3) 受診票等の事前配布資材については、別途指定する日までに指定する場所へ納入すること。
- (4) 事前打合せを担当者で行い、健診の円滑な実施に努めるとともに、会場設営・片付け等は受託者が責任を持って行うこと。

6 健診結果の通知等

- (1) 受託者は、健診終了後、健康診断結果表(医師による就業判定を含む。)(別紙1)を作成し、次の期限までに施設厚生室へ提出すること。
 - ① 年度途中採用予定者 施設厚生室が指定する日
 - ② 新規採用予定者 令和9年2月8日(月)
 - ③ 臨時的任用職員等 令和9年3月31日(水)
 - ④ 非常勤職員採用予定者 令和9年3月31日(水)
 - ⑤ その他採用予定者 施設生室が指定する日
- (2) 県立学校に勤務する年度途中採用予定者のうち、二次検診が必要な者については二次検診勧奨通知書兼報告書(別紙2)を作成し、施設厚生室へ送付すること。また、胸部エックス線検査については、精密検査の必要となった者に対し、ただちに胸部検診精密検査依頼書及び胸部検診精密検査結果報告書(別紙3)を作成し、施設厚生室へ送付すること。
 ※別紙1～3については、記載内容を満たしていれば、様式は自由とする。

7 健診結果の正確性確保のための精度管理

(1) 内部精度管理

検体の採取・輸送・保存、測定、検査結果の管理、安全、管理者の配置等について常に管理し、検査値の精度を保證できる資料を提示できること。

(2) 外部精度管理

現在実施されている外部精度管理事業(公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)を少なくとも一つは定期的に受け、採用時健康診断に係る検査値の精度評価が全て基準を満たしていること。

8 個人情報の取扱い

一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体(プライバシー制度認定済団体)であること。若しくはプライバシーマークと同等以上の他の認証を有していること。

9 委託業務遂行上の留意事項

医療法(昭和23年法律第205号)、医師法(昭和23年法律第201号)等の医療関係諸法令を遵守すること。

10 その他注意事項

各検診車は、自家発電での対応が可能な車両とすること。

実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。